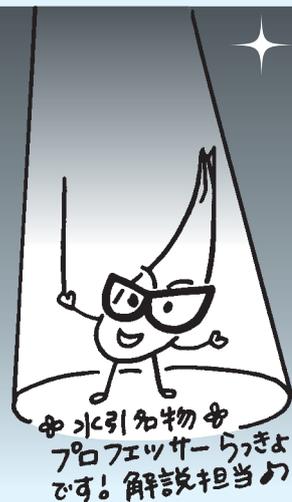




薩摩川内市の「男女共同参画基本条例」って何？
どんな内容で、誰のためのものなの・・・？
私たち一人ひとりが、自分らしく生きるための
条例だということを日常生活のひとこまから考
えてみましょう！！
プロフェッサーらっきよが、わかりやすくご案内
いたします。
今回は、第3条にスポットを当ててみました。



うーん、家事・育児・介護は女性にしてほしいって声もあるのはわかるけど...
だからって女性の社会的な活動が制限されるのはつらいよね。

第3条(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。